

令和3年8月3日

川口市スポーツ少年団
加盟単位団代表者 各位

川口市スポーツ少年団
本部長 田中 一光

緊急事態宣言発令に伴う、スポーツ少年団活動について（通知）

平素より、本スポーツ少年団事業にご理解ご協力賜り、厚く御礼申し上げます。
一都三県での感染拡大に伴い、令和3年8月2日（月）より、埼玉県に緊急事態宣言が発令されました。

つきましてはより一層の感染拡大防止対策を講じる必要があることから、本市スポーツ少年団の活動について、下記の通りお願いすることといたします。

各単位団におかれましては、関係者にご周知いただき、団員、指導者、関係者の皆様の健康と安全を最優先に考え、適切なお対応をお願いいたします。

記

1 期間

8月2日（月）から緊急事態宣言解除まで

2 活動について

活動を認める	○単位団のみの活動 ○関東大会、全国大会、それらの予選を兼ねた大会
厳に自粛を求める	○練習試合・交流試合・合同練習の開催及び参加（市内の団も含む） ○宿泊を伴う活動（関東大会、全国大会を除く） ○県境をまたぐ往来

3 留意事項

- (1) 感染予防対策については、各ガイドライン及び「コロナ禍における団活動について」を参考に活動してください。
- (2) 学校施設の利用については、原則単一団体のみ利用となっており、複数団体での練習試合や合同練習等のご利用はお控えください。
- (3) その他施設の利用については、行政や当該施設の指示に従い、ご利用ください。
- (4) 通常の練習を行う際も活動時間を180分程度とし、団員が集まって昼食をとるといったリスクを避けるよう活動時間を工夫してください。
- (5) 活動終了後、団関係者は20時までに帰宅すること。
- (6) 各種目代表者は各団の状況を把握し、不測の事態発生時には事務局に報告するようお願いいたします。

4 その他

スポーツ少年団の活動については、今後の新型コロナウイルスの感染状況により、変更する場合がございます。

川口市スポーツ少年団 事務局
川口市教育委員会教育総務部
スポーツ課 佐々木
TEL：048-259-7658
FAX：048-258-3400